

V 開示を考慮した早期適用の適否の判断を グループ通算制度移行の 会計処理・開示ポイント

PWCあらた有責任監査法人
公認会計士 市原 順二

期適用するか否かで、開示内容が異なるものと考えられる。

はじめに

●2022年4月1日以後開始事業年度から、グループ通算制度の適用が開始されるが、当該制度を適用する場合の当期税金の会計処理および税効果会計の会計処理は実務対応報告42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(以下、「実務対応報告42号」という)に従うこととなる。

●グループ通算制度適用時の会計処理は、実質的に従来の連結納税制度適用時の会計処理と大きな変化はないと考えられる。

●2022年3月期の財務諸表等においては、実務対応報告42号を早

2022年3月期における税効果会計の適用にあたってのトピックとして、2022年4月1日以後開始する事業年度から適用されるグループ通算制度の移行に伴う税効果会計の適用について紹介する。

なお、本章の意見にわたる部分は著者の私見であり所属する組織の公式な見解ではないことを申し添える。

連結納税制度から グループ通算制度への 移行の概要

(1) 税制改正の背景および趣旨

グループ通算制度は、2020年度(令和2年度)税制改正により従来の連結納税制度の趣旨を引き継ぐものとして導入される制度である。税制改正後、一定の準備期間を経て2022年4月1日以後開始する事業年度から適用されることとなっている。グループ通算制度への移行の趣旨は連結納税制度における計算事務や税務調査後の修正申告・更正の事務の簡素化にあり、基本的な税負

担を大きく見直すものではないとされている。

具体的には、これまで、前身の連結納税制度下においては、連結グループを一体として課税所得計算を行い連結納税親会社が一括して納税申告および納付を行っていたため、たとえば、仮に連結納税制度の適用を受ける連結納税会社1つが修正申告を必要とする事案が発生した場合、連結納税グループに属するすべての会社の課税所得計算に影響を与えることとなっていた。グループ通算制度においては、仮に通算グループに属する会社の1つで修正申告を必要とする事案が生じたとしても、通算グループを構成する他の会社の申告計算に反映させることを必要としない。

(2) グループ通算制度への移行の留意点

これまで連結納税制度を適用していた企業グループは、特段の手続を行わない限りグループ通算制度に移行することになる。一方、これまで連結納税制度を適用していた企業グループがグループ通算制度へ移行しない場合は2022年(令和4年)4月1日以後最初に開始する事業年度